（令和８年１１月９日福祉部長決裁）

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

１　趣旨

介護サービスの提供に際して事故が発生した場合、サービス提供事業者（以下「事業者」という。）が志木市へ状況を報告する際に必要な事項を定めるものとする。

２　報告の対象

事業者は、サービス提供中に次の⑴から⑺までに掲げる事故等が発生した場合、事業所の過失の有無に関わらず、志木市へ報告を行うものとする。

「サービス提供中」とは、事業所内で発生したものの他、訪問中、送迎・通院中、事業所が開催した事業所行事中の事故や利用者異変に伴う対応を含むものとする。

⑴死亡に至った事故

⑵医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

※事故以外（定期往診や、事業所の方に起因しない風邪等の体調不良による受診）は報告対象外。

⑶誤薬

死亡、医師の診断問わず、誤薬は事故として報告すること。

⑷離施・行方不明等

速やかに周辺や心当たりがある場所を探しても見当たらず、外部（警察等）への協力を求めたもの。

⑸食中毒や感染症が発生したとき

同一の食中毒若しくは感染症の患者又はそれが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

⑹職員（従業員）の法令違反・不祥事等が発生したとき

利用者への虐待や金品の横領、個人情報の紛失などの利用者の処遇に影響があるもの。

⑺その他

管理者の判断により報告が必要と定めるもの。

３　報告先

⑴　事業所の所在する市町村

志木市以外に所在する事業所の場合、所在市町村が定める報告要領等があるときは、この要領によらず、所在市町村の報告要領等に従って報告をすること。

(2) 利用者の属する保険者市町村

4　報告の様式

別紙の事故報告様式（介護保険最新情報Vol.1332以降国指定の最新様式とする）を用いる。ただし、別紙と同様の内容が記載されている任意様式も可とする。

5　報告の方法

原則、電子メール等の電磁的方法により提出する。電磁的方法での提出が難しい場合は窓口、郵送又はFAXにて提出する。

Mail：tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

FAX：048-471-7092

6　報告期限

第１報は、少なくとも別紙様式の１から６の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに提出する。その後、状況の変化に応じて、追加の報告を行い、自己の原因分析や再発防止策については、作成次第報告する。

7　対象サービスについて

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

附　　則

この告示は平成３０年１１月１日より施行する。

この告示は令和７年３月１０日より施行する。

この告示は令和８年１１月９日より施行する。